

令和1年度 北九州社会人バスケットボール・リーグ規約

まえがき

今後の益々の発展を目指してこの規約を設定する。

本リーグはバスケットボール国際ルールに基づいて行われるが、相違点に関しては本規約を優先させる。

このリーグに参加するチーム及び個人が各々の責任と義務を果たし、リーグがお互いの楽しみ場として発展することに尽力することが期待されている。

第1章 目的

第1条 (目的)

この規約は、バスケットボールと本リーグの健全な発展を図ることを目的とする。

第2章 代表者会議・理事会

第2条 (代表者会議)

代表者会議は年2回以上開催し、リーグに関するすべての事項の決定又は確認を行う。

開催の日時・会場については、総務部が日程調整後決定し、各チーム・理事への連絡を行う。なお、代表者会議に出席した理事には、報酬として1回につき1,000円、会計を通じて原則その都度支払う。

第3条 (理事会)

理事会には後記述の通りの理事を置くものとする。

理事は、顧問、会長、副会長、総務・競技・審判の各部員で構成される。

理事は、代表者会議により選出される。なお、理事の重任は妨げない。この理事により理事会を開催し、リーグの運営、その他の事項を決定する。

理事会の開催については、総務部が必要に応じて日時・場所を決定の上、開催する。

なお、理事会に出席した理事には、報酬として1回につき1,000円、会計を通じて原則その都度支払う。

第3章 登録

第4条 (チーム及び選手登録)

1. 本規約を遵守し、リーグの発展に寄与すると認められるチームであることが、総会又は、理事会で認められることにより、チームとして登録される。

チームの登録申請は所定の書式により、責任者(1名)・副責任者(1名)・審判員(2名・審判Eランク以上のライセンスを持った者)・選手(5名以上)を記入し、毎年度始めに競技部に提出する。なお、複数チームへの重複登録は認められない。

2. 選手の参加登録資格は、中学生を除く15歳以上の男女で、高校でクラブに所属していない者とする。ただし、北九州高専は除く。

3. 登録料は、38,000円/年とする。登録料は、年度始めの代表者会議において会計が徴収する。なお、登録取り消し又は登録辞退の場合は、既納の登録料の返還は行わない。

第5条 (保険の加入)

リーグに加入する選手は、各自チームなどで任意にスポーツ保険などに加入することが望ましい。ただし、必須ではない。

第6条 (選手の追加登録)

選手の追加登録は、試合当日朝、会場準備終了後から第一試合開始前までに、チーム責任者が追加登録用紙に必要事項を記入の上、会場責任者に届けることにより登録できる。なお、追加登録用紙には必ずチーム責任者の捺印がなければならない。

第7条 (審判員の登録及び講習会)

審判員の登録は年度始めに第4条の方法による。

審判員は、年1回以上開催される審判講習会(新ルール説明・登録を含む)に出席し、各チーム2名以上をE級以上のライセンスを登録しなければならない。

欠席の場合は、当該チームの登録を取り消すことがある。

審判員は、審判を行う場合は必ずレフリースタッフを着用しなければならない。

なお、各チームはゲームの速やかな運営のためにチーム内で最適者を選出し、登録しなければならない。

第4章 試合

第8条 (シーズン)

4月から3月までの1シーズン制とする。

第9条 (会場)

各試合は、決められた会場で行うものとする。

会場決定は、理事で適切な場所を検討し、決定する。

各会場には、競技部が指定したチーム及び役員を派遣する。その報酬は、1日につき3,000円とし、会計を通じて原則その都度支払う。

会場責任者補助員については、報酬を1,000円とし、他は会場責任者と同じくする。

会場使用料は、その会場の定める方法により支払うものとする。

第10条 (チーム)

男子ブロック・女子ブロックに分け、各ブロックでリーグ戦を行う。

男子ブロックについては1～3部制とし、ブロック分けは前年度の成績をもとに、競技部が中心となり、理事会で決定する。

また、新規加入チーム、及び再加入のチームの加入ブロックについては競技部が中心となり理事会によって決定する。

女子ブロックは、1部制のリーグ戦とする。

第11条 (順位の決定)

各ブロック内の順位は、勝数・当該チームの対戦結果・得失点差の順で決定し、最終順位は、競技部の定める方法により決定する。(上位2チーム昇格、下位2チーム降格)

結果及び女子のトーナメント戦については、競技部が調整の上、連絡を行う。

第12条 (ユニホーム)

試合には、チームとして上下が統一されたユニホームを着用しなければならない。

各チームは、濃・淡のユニホームと帯同審判用のレフリースタッドシューズを必ず保持しなければならない。

なお、試合の時には、組み合わせ表で左側のチームがユニホームの淡色を着用、ベンチはオフィシャル席に向かって右側を使用する。

ユニホームの下に着用するTシャツ等のアンダーウェアは、見えなければ色は問わない。(原則、Vネックユニホームに丸首アンダーは不可。)

試合日程上、ユニホームの色で同色が続く場合、対戦チームの同意のもとであれば濃淡のユニホームの色の変更は可能である。

(変更した際は、会場責任者及び帯同審判に報告する事。)

第13条 (試合スケジュール)

1. 年度当初決定したスケジュールによる。未定スケジュールについては、決定次第競技部が文書又は電話でチーム責任者に連絡する。
2. チーム事情により試合不可能が生じた場合には、試合の1週間前までに関係チームと競技部まで速やかに連絡を行わなければならない。試合結果については20対0の不戦敗とする。不戦勝のチームは当日、練習試合を行うこともできる。但し、不戦勝・不戦敗の両チーム共に審判・オフィシャルの責任を逃れることはできない。
3. 第13条2より、対戦相手となる両チーム共に試合不可能となった場合、試合結果については0対0の引き分けとする。但し、両チーム共に審判・オフィシャルの責任を逃れることはできない。

第14条 (試合開始時間)

試合開始時間は、競技日程表による。

各チームは、試合、オフィシャル及びその他の集合時間に遅れないように努力しなければならない。

1. 遅れ5分以内：遅れチームのテクニカルファールにて処理し、試合を開始する。
2. 遅れ5分以上：遅れチームの20対0の不戦敗とする。但し、双方のチーム及び審判員の判断により、練習試合を行うことができる。この場合、練習試合を行う2チームは、日程表に記された該当枠の試合の審判・オフィシャルをしなければならない。なお、試合終了時間を、次の試合開始時間、又は体育館の閉館時間に支障のないようにせねばならない。

第15条 (会場の準備・片付け)

1. 当日試合予定の各チームの代表者(代理人)1名は、会場準備及び諸連絡があるため、「リーグ規約書」、「ゴミ袋2枚」、筆記用具を持参の上、当日決められた時間に試合会場に集合しなければならない。

・第1、2試合目のチーム代表者(代理人)は、9:00点呼に参加し、
第3、4試合目のチーム代表者(代理人)は、11:00点呼とし各会場に決められた会場責任者に報告しなければならない。(点呼確認用紙に署名)

※ただし、追加登録がある場合は、第3、4試合目であっても9:00の点呼に参加し追加登録の届けを出さなければならない。(11:00の点呼にも参加が必須である。)

2. 準備：第1、第2試合目チーム代表者(代理人)及び第1試合目のチーム及びオフィシャルにあたるチーム全員で行う。

ただし、第3試合までの日程の場合は、第1から第3試合目の各チーム代表者(代理人)及び、会場にいる全員で行う。

3. 片付け：その日最終試合の、ゲーム及びオフィシャルにあたるチーム全員が行う。
片付けをしたチーム及び当日ペナルティを犯した各チームの代表者(代理人)1名は、終了後確認の点呼を受けなければならない。
4. ゴミ：当日会場に出た吸い殻・空き缶・その他のゴミは、当日ペナルティを犯したチームが持ち帰る。当日ペナルティを犯したチームがない場合、ゴミの持ち帰りは当日の日程表に記されたチームが行う。指名されたチームは、それに従い不法投棄などすることなく、各チーム代表者が責任を持って処分しなければならない。
※会場により空き缶、ペットボトルの処理が違うので、要確認。

第16条 (審判・オフィシャル)

1. 各チームの審判オフィシャルは、競技部が調整した日程表により試合運営を行うものとする。各チームは、審判1名・オフィシャル3名以上を、割り当てられた試合開始15分前までに、派遣しなければならない。自チームの試合が行われない場合も、日程表通りに審判オフィシャルを、派遣しなければならない。
2. 帯同審判以外の審判員が審判を行った場合は、リーグから審判部を通して1試合2,000円の審判料を支払うものとする。
3. 各ゲーム終了後は、審判員とオフィシャル員が必ずスコアシートに記名をし、審判員が会場責任者へ提出する。会場責任者は、翌日までに競技部に試合結果・試合の様子を報告する。競技部は、後日スコアシートを回収し、結果を記録管理する。
4. 備品の不足、破損に気づいたオフィシャル及び審判は、速やかに会場責任者へ報告すること。会場責任者は翌日までに総務部に連絡し、総務部が次の試合までに準備、設置する。また、備品の管理は競技部が行うが、会場責任者などに委託することがある。

第17条 (天候等の試合中止)

1. 天候等でやむ得ず試合中断をする場合、会場責任者及び当会場にいる役員の判断に任せる。
中断と判断した場合、競技部井上氏と各部責任者に報告しなければならない。
中断した試合は、競技部より再試合の日程を決定し、対象チームの代表者へ競技部より連絡する。

第5章 モラル・マナー

第18条 (試合中及び体育館使用時)

1. スポーツマンとしてのルール、マナーを守りチームの名に恥じないように当リーグに参加する事。
2. ベンチに入ってる限り、チームメンバーとしての自覚を持ち、試合中の言動・行動に注意する事。
3. 第6章罰則 第17条の4 体育館使用規則 記載事項参照

以下の項目内容に関して罰則等のペナルティは即発生しないが、厳重注意の対象とする。
厳重注意を何度も受ける者（チーム）は、リーグ理事会で合議し、その後処分を決定する。

- ① タトゥ（ユニホームと同色のサポーター等で隠す）
同色がない場合は、淡色には白・濃色には黒を着用。
- ② ネイル（爪の長さ、つけ爪）
スポーツする上で、支障をきたす物は身に着ける事を避ける。
- ③ ネックレス、ピアス、ブレスレット（ヘアゴムを手首に付ける）など、装飾品を身に
着けない。

第6章 罰則

第17条（罰則）

本リーグ規約に違反するチーム及び選手に対しては、以下の処置を行うものとする。

その処置については、理事会で合議の上、会長が決定するものとする。

決定事項は事務局を通じて当該チームの責任者に1週間以内に通知される。通知を受けたチームはその決定に従う。罰金に関しては、通知を受けた日から2週間以内に協会口座にチーム名で振り込まなければならない。（手数料についてはチーム負担）この罰金については、

第17条1. 試合不成立①③④の場合の処置を除き、リーグの運営費に当てられる。

1. 試合不成立

- ①第13条2に規定する条項に該当したチームは、リーグ事務局を通じて相手チームへ罰金3,000円を支払う。
- ②第13条3に規定する条項に該当したチームは、罰金3,000円とする。
- ③第14条2に規定する条項に該当したチームは、リーグ事務局を通じて相手チームへ罰金5,000円を支払う。
- ④試合終了予定時刻までに、チーム関係者（監督、コーチ、選手）が1人も試合コートに到着しない場合は、リーグ事務局を通じて相手チームへ罰金10,000円を支払う。
- ⑤試合不成立の原因を1シーズン中に3回起こしたチームは、その時点で除名とする。

2. 代表者会議・準備等の欠席

- ①代表者会議に、チームから1名も出席しない場合は、5,000円の罰金とする。但し、会議の開始までに役員に連絡があった場合は、3,000円の罰金とする。
- ②会場準備前の集合点呼及び片付け終了後の点呼時に、各チーム代表者（代理人）1名がその場にいない場合は、3,000円の罰金とする。
- ③審判講習会を欠席したチームは、3,000円の罰金とする。

3. オフィシャル・レフリー

- ①第16条1に違反した場合は、チームに対して5,000円の罰金とする。
- ②審判員のレフリーカッター、レフリーズボン、黒いベルト、黒いシューズ（レフリーシューズでなくてもよい）着用義務を怠った場合は、5,000円の罰金とする。

4. 体育館使用規則

土足による入館・上履きによる出館を行った者、指定場所以外での喫煙を行った者(歩きタバコ、電子タバコ含む)、その他体育館使用規則に違反した者は、3試合の出場停止、悪質な者に関しては、理事会で合議の上、さらに厳重な処分を行うものとする。さらに、チームとしての管理責任を怠った罰としてチームに対して、5,000円の罰金とする。

ゴミの持ち帰りを怠ったチームは、3,000円の罰金とする。

施設所有物を故意に破損等させた場合は当事者に対して修理等の負担を課し、当年度の残試合出場停止処分としリーグ理事会で合議し、その後の処分を決定する。

5. 重複登録

重複登録の選手が出場した試合については没収試合とし、原因のチームは10,000円の罰金、該当選手は今期の出場停止とする。

6. 未登録

未登録の選手が出場した試合については没収試合とし、該当チームは5,000円の罰金とする。

7. 試合中の暴力・暴言

①悪疎な試合態度及び暴言を為したチーム又は選手については、チームに対して10,000円の罰金とする。

②試合中に暴力行為を働いた選手は除名とし、チームに対して10,000円の罰金とする。

最後に、この罰則にも従わない場合、又は罰金の累計が20,000円以上になった場合は、リーグ理事会で合議し、その処分を決定する。

本条項に規定していない事象が発生した場合も理事会の合議により、会長が決定する。

以上

《 備考 》

罰金の振り込み先

福岡ひびき信用金庫 中原支店 (店番) 092 (普) 0240185

名義 「北九州社会人バスケットボールリーグ 代表 小林哲也」

※ 罰金は、チーム名で振り込むこと。

※ それ以外は無効とする。

事務局連絡先

競技部 井上智博 (携帯電話) 090.....

審判部 山崎誠二 (携帯電話) 090.....

総務部 原田志保子 (旧姓内田) (携帯電話) 090...

総務部 小林哲也 (携帯電話) 090....

一部男子：濱田 (携帯電話) 090....

二部男子：田中 (携帯電話) 090....

三部男子：小森 (携帯電話) 090....

女子：原田 (旧姓内田) (携帯電話) 080....

注：役員連絡先の携帯電話番号は個人情報のためWebではアップしない。別途配布済みの名簿を参照のこと

ホームページアドレス

kubba.lets-sports.net/club/